

## 岩手県告示第43号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第262号	混合有機質肥料	有機N-1	% 窒素全量 4.2 りん酸全量 3.0 加里全量 2.5	肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	株式会社ニチレイフレッシュユファーム	岩手県九戸郡洋野町種市第73地割142番地47	令和13年7月26日
岩手県第176号	消石灰	粒状消石灰	アルカリ分 70.0	—	北上石灰株式会社	秋田県鹿角市十和田錦木字山谷32番地3	令和13年12月7日
岩手県第274号	加工家きんふん肥料	火力乾燥加工家きんふん肥料2号	% 窒素全量 3.0 りん酸全量 3.5 加里全量 2.0	肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	プライフーズ株式会社	青森県八戸市北白山台二丁目6番30号	令和13年12月26日